

## 長崎市よかまち見回りサポーター活動実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域における犯罪の抑止及び防止並びに防犯意識の向上を図り、もって市民が安全・安心に暮らせるまちづくりに寄与するために行う長崎市よかまち見回りサポーター活動（以下「見回り活動」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見回り活動 ウォーキング、ジョギング、買い物、通勤・通学等の屋外での活動と併せて防犯パトロールを行うことをいう。
- (2) 防犯パトロール 防犯アイテム（第6条第1項の規定により交付を受けた防犯アイテムをいう。以下同じ。）を着用して、犯罪、事故等の防止及び早期発見のために見回りを行うことをいう。
- (3) 見回りサポーター 見回り活動を実施する者で、第6条第1項の登録をされているものをいう。

### (見回りサポーターの活動内容等)

第3条 見回りサポーターは、見回り活動において、事件、事故、不審者等に遭遇した場合は、自らの安全を確保したうえで、必要な通報の実施等の適切な対応を行うものとする。

- 2 見回りサポーターの見回り活動に伴い生じる費用（第6条第1項の規定により交付された防犯アイテムに係る費用を除く。）は、当該見回りサポーターが負担するものとする。

### (見回りサポーターの登録資格)

第4条 第6条第1項の規定により、見回りサポーターに登録することができる者は、市内に居住している者のうち、満18歳以上の者（高校生である者は除く。）とする。

（見回りサポーターの登録申込み及び登録期間）

第5条 見回りサポーターとしての登録を希望する者は、よかまち見回りサポーター登録申込書（第1号様式）に、年齢及び居所が確認できる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、当該書類は添付しないことができる。

2 見回りサポーターの登録期間は、その登録の決定を受けた日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、当該登録期間の満了日までに、登録の更新を希望する旨の意思表示があったときは、当該登録期間を2年間更新するものとする。

（見回りサポーター登録の決定）

第6条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、第4条の登録資格を確認し、適当と認められる場合は、見回りサポーターに登録する。この場合において、市長は、当該登録した見回りサポーターに対し、活動マニュアル及び防犯アイテムを交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録した見回りサポーターに係るよかまち見回りサポーター登録者台帳（以下「登録者台帳」という。）を整備するものとする。

（防犯アイテム）

第7条 見回りサポーターは、見回り活動を行うときは、前条第1項の規定により交付を受けた防犯アイテムを着用するものとする。

2 見回りサポーターは、交付を受けた防犯アイテムを紛失し、又は毀損したときは、よかまち見回りサポーター防犯アイテム紛失・毀損届出書

(第2号様式)を市長に提出し、再交付を受けるものとする。この場合において、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、当該見回りサポーターは、その実費を負担しなければならない。

(見回りサポーター活動の報告)

第8条 見回りサポーターは、市長から見回り活動の状況に関する報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(見回りサポーター登録情報の変更)

第9条 見回りサポーターは、第5条第1項の規定により登録した内容に変更があったときは、市長に対し、よかまち見回りサポーター登録情報変更届出書(第3号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、登録者台帳の変更を行うものとする。

(見回りサポーター登録の廃止)

第10条 見回りサポーターは、生活状況の変化等により見回り活動を行うことが困難となったときは、よかまち見回りサポーター登録廃止届出書(第4号様式)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録者を登録者台帳から抹消するものとする。

(禁止行為)

第11条 見回りサポーターは、見回り活動に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 防犯アイテムを譲渡し、貸与し、又は目的外に使用する行為
- (2) 法令等で禁止されている行為
- (3) 公衆に迷惑を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると認められる行為

(見回りサポーター登録の取消し)

第12条 市長は、見回りサポーターが前条に規定する禁止行為を行ったと認めるとき又は必要があると認めるときは、当該見回りサポーターの登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により見回りサポーターの登録の取消しを決定したときは、当該取消しの決定を受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、交付された防犯アイテムを市長に返納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは返納しないことができる。

(見回りサポーター活動中の事故等)

第13条 本市は、見回りサポーターの見回り活動中に生じた事故、怪我、疾病、障害等については、何らの責任を負わない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

よかまち見回りサポーター登録申込書

（あて先）長崎市長

（申込者）  
氏名

長崎市よかまち見回りサポーター活動実施要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、登録を申し込みます。

1 申込者情報

ふりがな 氏 名	
住 所	
生年月日	
電話番号	
メール アドレス	

2 確認事項

申込みに当たり、次の全ての事項について確認しました。

- (1) 長崎市よかまち見回りサポーター活動実施要綱第 11 条（禁止行為）の規定
- (2) 長崎市よかまち見回りサポーターの活動は、ボランティアのため、活動中における事故、怪我、疾病、障害等については、市は何らの責任を負わないこと。

3 登録資格の確認について、次のいずれかにチェックを記入してください。

登録資格を満たしていることを確認するため、長崎市が保有する私の個人情報を確認することに、

同意します。 /  同意しません。

第 2 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

よかまち見回りサポーター防犯アイテム紛失・毀損届出書

（あて先）長崎市長

（届出者）

ふりがな  
氏名

電話番号

防犯アイテムを紛失・毀損しましたので、長崎市よかまち見回りサポーター活動実施要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

防犯アイテムの状況等

--

第 3 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

よかまち見回りサポーター登録情報変更届出書

（あて先）長崎市長

（届出者）

氏名

電話番号

登録内容に変更が生じたので、長崎市よかまち見回りサポーター活動実施要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

変更内容（変更事項のみご記入ください。）

ふりがな 氏 名	
住 所	
電話番号	
メール アドレス	

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

よかまち見回りサポーター登録廃止届出書

（あて先）長崎市長

（届出者）

ふりがな  
氏名

電話番号

長崎市よかまち見回りサポーター活動実施要綱第10条第1項の規定に基づき、よかまち見回りサポーターの登録の廃止を届け出ます。

理由

--